

雑誌掲載論文紹介

EU のエネルギー効率指令案における set-aside 条項を考える*

工藤 拓毅

研究理事、地球環境ユニット担任補佐兼グリーンエネルギー認証センター副センター長

去る 2 月 28 日に、エネルギー効率指令案が欧州議会の産業委員会を通過した。指令案は、EU の 2020 年における温室効果ガス排出量目標の達成に向け、省エネルギー分野での実効性を高めることを目的として検討が進められてきているが、その中で特に最近注目されているのが、指令案に組み込まれている set-aside と呼称される条項である。

この条項は、欧州委員会に EUETS 実施期間中での排出量割当 (EUA) を制限する権限を与えるというものである。昨今の EUETS 市場の低迷や国際的な気候変動交渉の先行き不透明感が、炭素価格を適切なレベルへ誘導する機能の必要性を顕在化させている。Set-aside 条項は、炭素市場価格が想定された水準を下回る (上回る) 際に、EUETS における規制対象者への EUA 量を調整して、市場での目標とする価格水準を維持しようというものである。すなわち、現状のような低迷する炭素価格水準では温暖化対策における投資などを十分に誘引できないリスクがあるので、市場での EUA 供給量を絞ることで、炭素価格を規制当局が考える適切な水準に調整可能とする柔軟性をもたせることを意図している。

こうした制度的修正の検討は、世界で初めての広域的排出量取引制度として開始されてから約 10 年を経て、その設計・運営面の難しさを示しているのかもしれない。そもそもキャップアンドトレード型の制度は、排出量 (目標) を固定し市場における価格の調整機能によって、経済効率的な目標達成を実現しようという考え方である。例えば、経済危機等による景気低迷は炭素クレジットの需要を押し下げ、効率的な水準まで市場価格が低下する。一方、制度面で取引制度と比較される炭素税制は、税率の設定を通じて炭素価格を固定することで、その負担に対する経済合理的な取り組みを規制対象者に促して排出量が調整される。したがって、市場価格の安定化を意図する set-aside のような政策介入は、炭素税的なアプローチを EUETS に組み込むことに他ならない。本来ならば、取引制度の機能を生かした目標価格の実現には、排出目標そのものを強化することが手法として考えられるが、2020 年目標の強化にはポーランドなどの加盟国による反対が根強く実施が困難であるため、こうした調整措置が検討されているとみることもできる。

ただ、制度の一貫性という観点からみれば、取引制度の実施期間中に割当量が調整される可能性を有することは、規制当局の介入可能性という不確実性をもつ要素が組み込まれることになり、取引制度に本来期待される機能が損なわれる可能性がある。実際に、set-aside 条項の実現可能性を疑問視する向きもあり、価格上昇によるオークション収入の増加、すなわち加盟国収入の拡大効果をアピールすることで、反対する加盟国の理解を得ようと

*本稿は、2012 年 4 月 11 日付け電気新聞「グローバル アイ」欄に掲載されたものを、転載許可を得て掲載しました

いう政治的な考え方も存在する。しかし、制度評価にあたって重要なのは、その政策目的にいかに対応しているかということであり、現在議論されている EUETS の調整措置の検討は、絶対量排出目標の（経済効率的な）達成と、持続的な投資行動を導くという目標の両立に対しては、取引制度単体では機能的に限界があることの証左であろう。そのため、今後の関連する議論では、2020 年の目標強化や規制当局による介入の是非などを含め、改めて取引制度の効用と限界について意見が戦わされる局面が顕在化するかもしれない。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp